

令和 8 年度 新宿区健康づくり・介護予防推進コーディネーター 募集案内

1 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数
医療技術職	健康づくり・介護予防推進コーディネーター	1 名

2 身分：地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

- (1) 住民主体のフレイル予防活動の推進を目的とした、区オリジナル筋力トレーニング「しんじゅく 100 トレ」の普及啓発
- (2) 「しんじゅく 100 トレ」に取り組む住民主体のグループ活動の立ち上げ・継続支援
- (3) 高齢者の「通いの場」等における健康教育・健康相談等
- (4) フレイル予防に係る相談業務
- (5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の企画・運営補助
- (6) 関連業務の事務補助
- (7) その他所属長が必要と認めること。

4 勤務場所：健康づくり課（新宿区新宿 5-18-14 新宿北西ビル 5 階）

5 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。

6 受験資格

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 2 条に定める保健師又は第 5 条に定める看護師であること。
- (2) 職務の遂行に必要な知識と技能及び高齢者相談、地域保健相談の実務経験を有し、意欲をもって職務を遂行すると認められる者であること。

※ただし、地方公務員法第 16 条等に定める次のいずれかに該当する方は応募できません。

- ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑤民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

7 選考方法、日時及び場所

(1) 第一次選考

選考方法	①書類選考 ②小論文 【テーマ】「フレイル予防における住民主体の活動を支援するコーディネーターの役割」 新宿区では、フレイル予防の推進に向けた事業の一つとして、住民主体でフレイル予防に資する活動ができるよう、普及啓発を行うとともに、グループ活動の立ち上げと継続の支援を行っています。このような住民主体の活動支援を行うに当たり、コーディネーターの役割として何が重要であると考えますか。【文字数】：1,000字程度
結果発表	令和8年2月中旬 結果は合否にかかわらず申込者全員にお知らせします。

(2) 第二次選考

日時・会場	令和8年2月12日（予定）新宿区役所第二分庁舎分館 2階会議室
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	令和8年3月上旬 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

8 申込手続

所定の申込書に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ、必要事項を記入し、自署欄に署名をして、下記のとおり提出してください。申込書は、新宿区健康部健康づくり課で配布します。また、新宿区のホームページからもダウンロードできます。

なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	郵送又は持参による。 <提出書類> ① 新宿区会計年度任用職員採用選考申込書（兼履歴書） 【手書きのみ可】 ② 職歴書（履歴書に書ききれない場合のみ） 【手書き・パソコン入力いずれも可】 ③ 新宿区会計年度任用職員採用選考申込書（小論文・表紙及び本文） 【手書き・パソコン入力いずれも可】 ④ 免許の写し <郵送の場合> ・ A4が入る大きさの封筒に申込書、免許の写しを入れ、表に赤字で「健康づくり・介護予防推進コーディネーター採用選考申込書」と明記し、簡易書留で郵送してください。この方法によらないものの事故については責任を負いません。
申込期間	令和8年1月15日（木）から令和8年1月30日（金）（必着） ◆持参する場合、上記期間の土曜、日曜、休日を除く 午前8時30分から午後5時まで。

申込先	〒160-0022 新宿区新宿五丁目 18 番 14 号 新宿北西ビル 5 階 新宿区健康部健康づくり課健康づくり推進係
-----	---

9 勤務条件

勤務時間	・ 原則として 8 時 30 分から 17 時までの 7 時間 30 分 ※ただし、このほかの時間に勤務を要する場合は、1 日あたり 7 時間 30 分勤務として、8 時 30 分から 21 時までの間に別に始業時間と終業時間を指定する場合があります。始業及び終業の時刻の指定は、対象日の前日までに行います。 ・ また、月曜日から金曜日において週 4 日勤務とし、1 週間あたりの勤務時間は 30 時間とします。 ・ 原則として所定労働時間を超えて勤務することはありません。
休日等	【週休日】 原則として土曜日及び日曜日並びに月曜日から金曜日のうち週 1 日 ※ただし、当該曜日に勤務を要する場合は健康づくり課長が別に指定する場合があります。週休日の指定は、対象となる勤務日及び週休日の前日までに行います。 【休 日】 国民の祝日、年末年始 ※週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。
報酬等	月額 260,964 円（地域手当相当分を含みます。） ・ 期末・勤勉手当あり ・ 通勤費用 実費支給（限度額あり） ※採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。 ※昇給制度はありません。
休暇等	（有給休暇）年次有給休暇、妊娠出産休暇、慶弔休暇等があります。 （無給休暇）母子保健健診休暇、介護休暇等があります。
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規程が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性 あり ※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合、再度任用される可能性があります。再度任用は公募を原則といたしますが、新宿区会計年度任用職員の任用等に関する規則第 3 条第 4 項第 2 号の規定により、勤務実績等に基づく公募によらない選考による場合があります。廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問い合わせ先】

新宿区健康部健康づくり課健康づくり推進係

所在地：〒160-0022

東京都新宿区新宿五丁目 18 番 14 号 新宿北西ビル 5 階

新宿区役所第二分庁舎分館分室

電話番号：03（5273）3494（直通）（土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）